

令和5年3月17日付け公告により、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条の規定に違反して、二級河川興津川水系中河内川の河川区域内において、許可なく工作物（吊り橋）を放置している者に対し、同法第75条第1項の規定により、当該工作物（吊り橋）を除去し、河川を原状に回復することを命じたが、除却期限までにその義務が履行されなかったため、同条第3項の規定に基づき、河川管理者が令和5年5月25日に当該工作物（吊り橋）を管理下に置いた。

については、保管した工作物（吊り橋）を返還するので、所有権等の権原を有する者は、令和5年12月6日までに下記へ申し出るよう同条第5項の規定に基づき公告する。

なお、保管する工作物（吊り橋）を返還するときは、当該工作物（吊り橋）を管理するのに要した費用を所有権等の権原を有する者から徴収する。

令和5年6月23日

河川管理者

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 申出先 静岡県静岡市駿河区有明町2-20
静岡県静岡土木事務所 維持管理課（054-286-9316）

2 保管した工作物（吊り橋）

名称又は種類	形状又は特徴	長さ・幅・高さ	数量
吊り橋	金属・パイプ等	20.0m・1.8m・0.7m	1橋

- 3 工作物（吊り橋）が放置されていた場所
静岡県静岡市清水区中河内4120-5から4121-3
- 4 工作物（吊り橋）を除却した日時
令和5年5月25日午後2時
- 5 工作物（吊り橋）を河川管理者の管理下に置いた日時
令和5年5月25日午後2時
- 6 工作物（吊り橋）の保管場所
静岡県静岡市清水区中河内4120-5地内
- 7 工作物（吊り橋）の保管期間
令和5年12月6日